

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	1-1
許認可等の種類	旅行者、旅行者代理業者、又は旅行サービス手配業者の登録			
根拠法令条例等・条項	旅行業法第3条、第23条			
許認可等の概要	<p>○報酬を得て、旅行業務を事業として行う旅行者及び旅行者代理業者の登録</p> <p>○報酬を得て、旅行者（外国の旅行者を含む）の依頼を受けて実施するランドオペレーター業務を行う旅行サービス手配業者の登録</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】</p> <p>○旅行者及び旅行者代理業者の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業法第4条 ・旅行業法第6条 ・施行規則第1条の2、第1条の3、第1条の4、第2条の2、第3条、第4条 <p>○旅行サービス手配業者の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業法第24条 ・旅行業法第26条 ・施行規則第42条、第43条、第44条の2 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日			
期間の制定根拠	—			